

## ＜参考資料-15＞各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

### 【警戒事態】

警戒事態を判断するEAL	
1. 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇(AL01)	【1、2、3号機】
<p>(1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15 <math>\mu</math> Sv/hを超えたとき。</p> <p>(2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、0.15 <math>\mu</math> Sv/hを超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>	
2. 原子炉停止機能の異常または異常のおそれ(AL11)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき。</p>	
3. 原子炉冷却材の漏えい(AL21)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。</p>	
4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。</p>	
5. 非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ(AL25)	【3号機】
<p>非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。</p>	
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29)	【3号機】
<p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。</p>	
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機)(AL30)	【3号機】
<p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。</p>	
8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(2号機)(AL31)	【2号機】
<p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき。</p>	
9. 単一障壁の喪失または喪失のおそれ(AL42)	【3号機】
<p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p>	
10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51)	【3号機】
<p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。</p>	

警戒事態を判断するEAL	
11. 所内外通信連絡機能の一部喪失(AL52) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。	【3号機】
12. 重要区域*での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(AL53) 重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。	【3号機】
13. 外的事象(自然災害)の発生 (1)大地震の発生 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき (2)大津波警報の発令 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき。 (3)その他 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生したとき。	【1、2、3号機】  【1、2、3号機】  【3号機】
14. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 (1)オンサイト総括が警戒事象と認める事象 オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。 (2)その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。	【1、2、3号機】

※各項目中の ( ) 内に記載している番号 (AL01等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No. である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

## 【施設敷地緊急事態】

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>放射線測定設備 (No. 1～4 モニタリングポスト) またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1 または 2 地点以上において、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1 または 2 地点以上において、<math>1 \mu\text{Sv/h}</math> 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって<math>1 \mu\text{Sv/h}</math> 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>	
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(SE02) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則 (原子炉施設)」という。) 第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>	
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	
<p>4. 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出(SE04) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、<math>50 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SE05) <span style="float: right;">【1、2、3号機】</span></p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
6. 原子炉外での臨界事故のおそれ(SE06)	【1、2、3号機】
原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。	
7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能(SE21)	【3号機】
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき。	
8. 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき。	
9. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失(3号機)(SE25)	【3号機】
全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき。	
10. 直流電源の部分喪失(SE27)	【3号機】
非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続したとき。	
11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。	
12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3号機)(SE30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	
13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(2号機)(SE31)	【2号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき。	
14. 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41)	【3号機】
原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。	
15. 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ(SE42)	【3号機】
燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。	
16. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43)	【3号機】
炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
17. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失(SE51)	【3号機】
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。	
18. 所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52)	【3号機】
原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。	
19. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(SE53)	【3号機】
火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。	
20. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生(SE55)	【1、2、3号機】
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。	

※各項目中の ( ) 内に記載している番号 (SE01等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No. である。

## 【全面緊急事態】

### 全面緊急事態を判断するEAL

#### 1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01) 【1、2、3号機】

放射線測定設備(No.1～4モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。

(1) 1または2地点以上において、 $5\mu\text{Sv/h}$  以上を検出したとき。

(2) 1または2地点以上において、 $1\mu\text{Sv/h}$  以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1\mu\text{Sv/h}$  以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5\mu\text{Sv/h}$  以上となったとき。

または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。

ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。

#### 2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02) 【1、2、3号機】

以下に示す排気筒において「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。

- (1) 1号機補助建家排気筒
- (2) 1号機格納容器排気筒
- (3) 2号機補助建家排気筒
- (4) 2号機格納容器排気筒
- (5) 3号機補助建屋排気筒
- (6) 3号機格納容器排気筒

#### 3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03) 【1、2、3号機】

放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。

#### 4. 火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出(GE04) 【1、2、3号機】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において $5\text{mSv/h}$  以上の放射線量率を検出したとき。

または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。

全面緊急事態を判断するEAL	
5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出(GE05)	【1、2、3号機】
<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場合において、放射能水準が500 <math>\mu</math> Sv/h の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100 倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
6. 原子炉外での臨界事故(GE06)	【1、2、3号機】
<p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）になったとき。</p>	
7. 全ての原子炉停止操作の失敗(GE11)	【3号機】
<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき。</p>	
8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能(GE21)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないとき。</p>	
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能(GE24)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。</p>	
10. 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失(GE25)	【3号機】
<p>全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。</p>	
11. 全直流電源の5間分以上喪失(GE27)	【3号機】
<p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき。</p>	
12. 炉心損傷の検出(GE28)	【3号機】
<p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p>	
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29)	【3号機】
<p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。</p>	
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(3号機)(GE30)	【3号機】
<p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</p>	

全面緊急事態を判断するEAL	
15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(2号機) (GE31) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。	【2号機】
16. 格納容器圧力の異常上昇(GE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。	【3号機】
17. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ(GE42) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。	【3号機】
18. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。	【3号機】
19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。	【1、2、3号機】

※各項目中の ( ) 内に記載している番号 (GE 0 1 等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No. である。



# 施設敷地緊急事態における 防護措置に関する情報

## 【記載例】

(年号)・年・月・日

### 愛媛県災害対策本部

(※注意事項)

- 本資料では情報が不足するような場合は、必要に応じて不足する情報をまとめた資料を本資料に追加して国へ提供することとする。
- 情報は随時で更新されていくものであるため、必要に応じて「調整中」「確認中」等の記載を付すこととする。
- 国との認識共有を迅速に行うため、必要に応じてその他既存の資料を提供することとする。

1

## 防護措置の方針

### 避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者への措置

四国電力株式会社伊方発電所のPAZ(伊方地域及び瀬戸地域(足成、佐市))及び予防避難エリア(瀬戸地域(足成、佐市以外)及び三崎地域)における、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象(対象者数 ●人)

- ✓ 学校・保育所の児童等
- ✓ 在宅の避難行動要支援者
- ✓ 社会福祉施設の入所者
- ✓ 医療機関の入院患者

＜避難等に際しての基本的考え方＞

- PAZ及び予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設以外の対象者については、松前町の避難経路所(松前公園)への避難を実施。
- 医療機関については愛媛県が調整する避難先に避難を実施。
- 社会福祉施設については、自施設の避難計画で定めた避難先に避難を実施。
- 施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難により健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護施設(又は自施設内)に移動し、屋内退避を実施。その上で、施設敷地緊急事態要避難者の容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。

### 一般住民への措置

【PAZ】

- 四国電力(株)伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアにおける、住民(施設敷地緊急事態要避難者を除く)を対象に、避難準備を要請(対象:●人)

【UPZ】

- 四国電力(株)伊方発電所のUPZ(予防避難エリアを除く)における、全ての住民を対象に屋内退避準備を要請(対象:愛媛県6市町●人、山口県1町●人)

2

# 避難の対象施設数及び対象者数

区分	PAZ						
	伊方地域			瀬戸地域(足成、佐市)			合計
	施設数	対象者	うちリスクが高まる者	施設数	対象者	うちリスクが高まる者	対象者
学校	●施設	生徒:●人 (支援者:●人)	—	—	—	—	●人 (支援者●人)
保育所	●施設	児童:●人 (支援者:●人)	—	—	—	—	●人 (支援者●人)
医療機関	—	—	—	—	—	—	—
社会福祉施設	●施設	入所者:●人 (職員:●人)	入所者:●人 (職員:●人)	—	—	—	●人 (職員●人)
在宅の避難行動要支援者	—	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者:●人 (支援者:●人)	—	対象者:●人 (支援者:●人)	—	●人 (支援者112人)
合計	●施設	対象者等:●人 (支援者:●人)	対象者等:●人 (支援者等:●人)	—	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者:●人 (支援者:●人)	●人 (支援者等●人)

区分	予防避難エリア						
	瀬戸地域(足成、佐市以外)			三崎地域			合計
	施設数	対象者	うちリスクが高まる者	施設数	対象者	うちリスクが高まる者	対象者
学校	●施設	生徒:●人 (支援者:●人)	—	●施設	生徒:●人 (支援者:●人)	—	●人 (支援者●人)
保育所	●施設	児童:●人 (支援者:●人)	—	●施設	児童:●人 (支援者:●人)	—	●人 (支援者●人)
医療機関	●施設	入院患者:●人 (職員:●人)	入所者:●人 (職員●人)	—	—	—	●人 (職員●人)
社会福祉施設	●施設	入所者:●人 (職員:●人)	入所者:●人 (職員:●人)	●施設	入所者:●人 (職員:●人)	入所者:●人 (職員:●人)	●人 (職員●人)
在宅の避難行動要支援者	—	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者:●人 (支援者:●人)	—	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者:●人 (支援者:●人)	●人 (職員●人)
合計	●施設	対象者等●人 (支援者:●人)	対象者等:●人 (支援者等:●人)	●施設	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者等●人 (支援者等:●人)	●人 (支援者等●人)

※ ( ) のは、各対象者の支援者、引率者数を示す。 3

# 施設敷地緊急事態における避難の実施計画

- 伊方町のPAZ内の施設敷地緊急事態用避難者(以下「要避難者」という。 )は、陸路にて松前町へ避難。
- 伊方町の予防避難エリアの要避難者は、陸路にて松前町及び避難先施設(松山市、東温市、伊予市)へ避難。
- 要避難者のうち、入院患者(瀬戸診療所)は、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザー等の助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、自施設又は近隣の放射線防護施設にて屋内退避。
- 安定ヨウ素剤を携帯していない者に対しては、緊急配布場所(一時集結所)において緊急配布を実施。
- 予防避難エリアを除くUPZ市町については、屋内退避の準備を実施。

○施設敷地緊急事態要避難者及び支援者数

○避難先・避難ルート概要

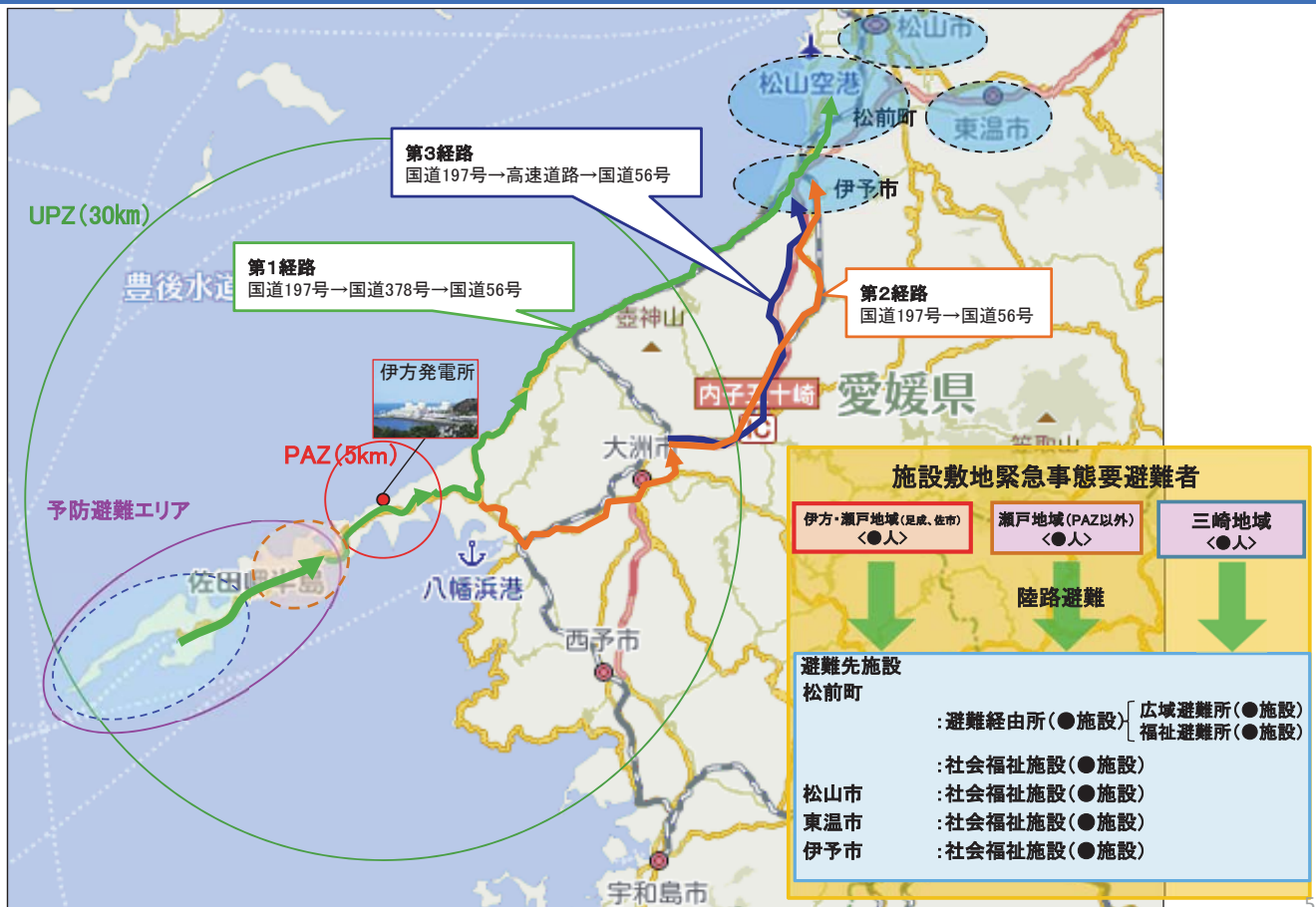
区分	要避難者数 (支援者数)	要支援者数内訳	避難先
PAZ	伊方地域 ●人 (●人)	学校:●施設●人、保育所: ●施設●人、社会福祉施設: ●施設●人、在宅:●人	松前町
	瀬戸地域 ●人 (●人)	在宅:●人	松前町
PAZ 計	●人(支援者●人)		
予防避難エリア	瀬戸地域 ●人 (●人)	学校:●施設●人、保育所: ●施設●人、医療機関:● 施設●人、社会福祉施設: ●施設●人、在宅:●人	松前町 松山市 伊予市
	三崎地域 ●人 (●人)	学校:●施設●人、保育所: ●施設●人、社会福祉施設: ●施設●人、在宅:●人	松前町 東温市
予防避難エリア 計	●人(●人)		
合計	●人(●人)		

【参考】避難手段の確保状況

区分	バス・普通車		福祉車両		船舶	
	必要台数	うち確保台数	必要台数	うち確保台数	必要台数	うち確保台数
PAZ	●台	●台	ス:●台 椅:●台	ス:●台 椅:●台	—	—
予防避難エリア	●台	●台	ス:●台 椅:●台	ス:●台 椅:●台	—	—

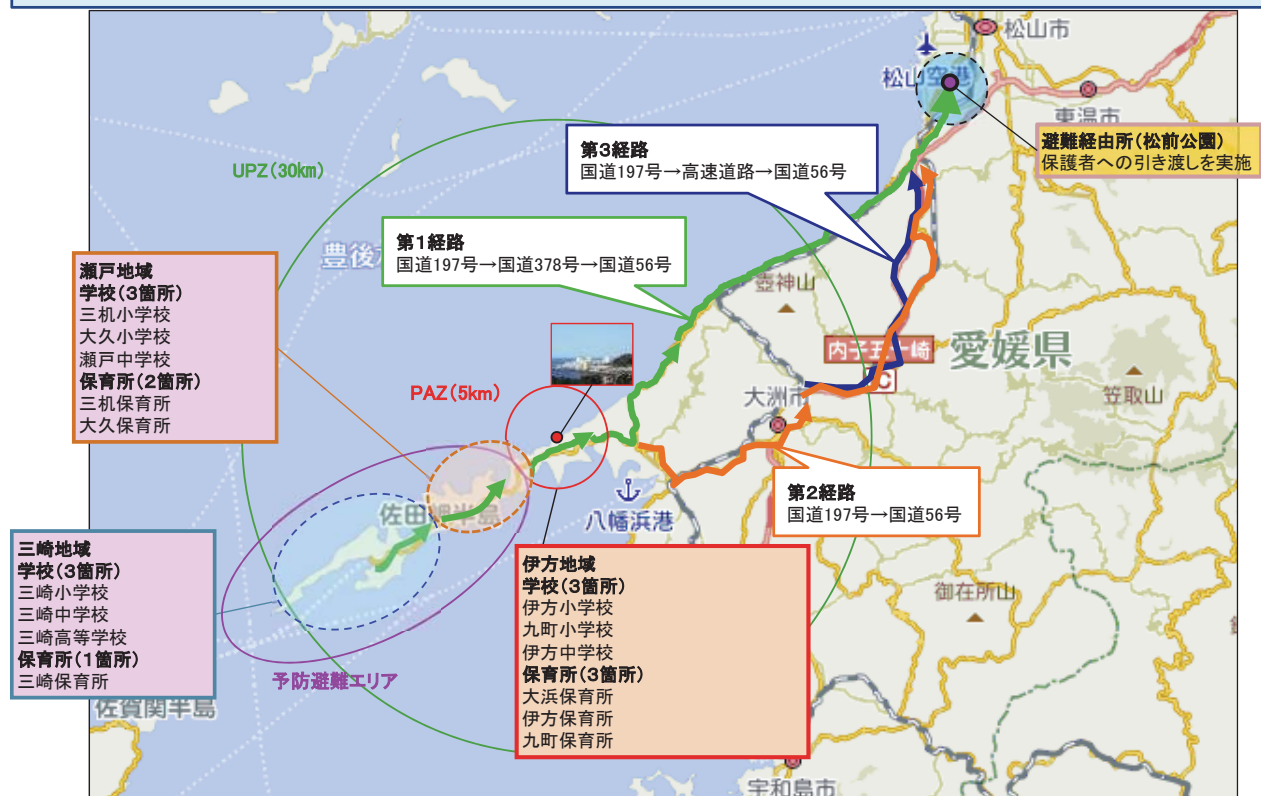


## 避難先・避難経路



## 学校・保育所の避難先・避難経路

- ▶ 保育所については、警戒事態になった時点で保護者に引き渡し。引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態で最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童、生徒とともに行動。
- ▶ 学校については、バス等で一時集結所 (伊方中学校体育館、瀬戸総合体育館、三崎総合体育館) に移動し、バス等で避難経由所 (松前公園) に移動した後、保護者に引き渡し。



## 医療機関の避難先・避難経路

- 医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



7

## 社会福祉施設の避難先・避難経路

- 社会福祉施設は全施設個別避難計画を策定しており、原則計画に従い避難。
- 通所施設は警戒事態になった時点で家族へ引き渡しを実施中。家族への引き渡しができない者については、施設敷地緊急事態になった場合、職員と一緒に避難経由所(松前公園)等に避難し、家族に引き渡す。
- 入所系社会福祉施設は、あらかじめ決められた30km圏外の避難先施設へ避難。
- 避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設もしくは近隣施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



8

# 在宅の避難行動要支援者の避難先・避難経路

- 在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両で直接避難経路所(松前公園)へ避難。車両で直接避難経路所に移動できない者は、一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)からバスで避難。
- 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



## 一時集結所までのバスの配車経路 PAZ (伊方、瀬戸地域 (足成、佐市))

- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な場合は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は県が配車した町内移動用車両で、一時集結所(伊方中学校)へ移動。



## 一時集結所までのバスの配車経路 予防避難エリア（瀬戸地域（PAZ以外））

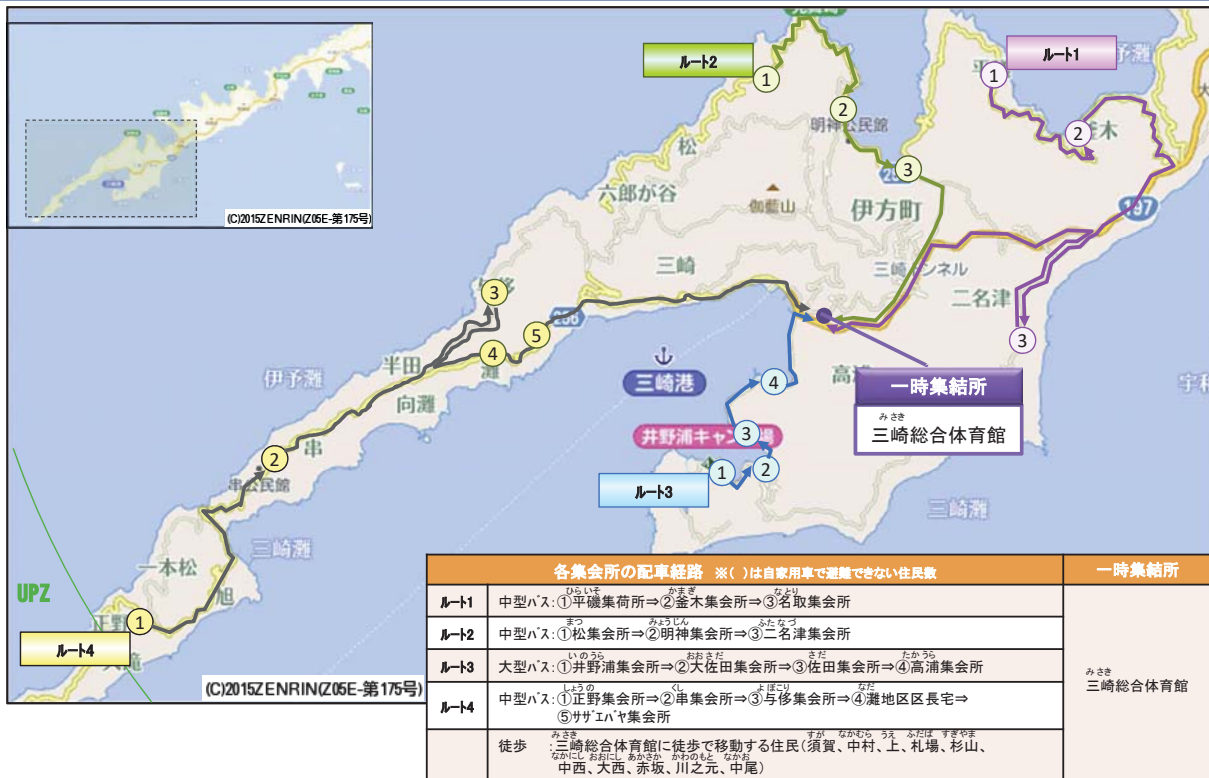
- 自家用車で移動が出来る住民は、自家用車で一時集結所（瀬戸総合体育館）に集合し、安定ヨウ素剤の緊急配布を受け、松前町の避難経路所（松前公園）へ避難。
- 自家用車で移動が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町が配車した町内移動用車両で、一時集結所（瀬戸総合体育館）へ移動のうえ、安定ヨウ素剤の緊急配布を受け、松前町の避難経路所（松前公園）へ避難。



11

## 一時集結所までのバスの配車経路 予防避難エリア（三崎地域）

- 自家用車で移動が出来る住民は、自家用車で一時集結所（三崎総合体育館）に集合し、安定ヨウ素剤の緊急配布を受け、松前町の避難経路所（松前公園）へ避難。
- 自家用車で移動が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町が配車した町内移動用車両で、一時集結所（三崎総合体育館）へ移動のうえ、安定ヨウ素剤の緊急配布を受け、松前町の避難経路所（松前公園）へ避難。



12

# 移動手段の確保状況

- 避難に必要な手段(車両、船舶、航空機)必要数、確保数及び不足数については、下記の表のとおり。
- PAZ及び予防避難エリアにおいて不足している車両については、「原子力災害時の人員等の輸送に関する覚書」に基づき、愛媛県バス協会に手配を依頼し確保済み。●月●日●時●分に配備完了。

移動手段区分	伊方地域			瀬戸地域			三崎地域			合計	
	必要数	確保済数	不足数	必要数	確保済数	不足数	必要数	確保済数	不足数		
	手配状況			手配状況			手配状況				
車両	バス 【要請先:愛媛県バス協会】	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	必要 ●台	
											確保 ●台
											不足 ●台
	車椅子 【要請先:〃】	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	必要 ●台
											確保 ●台
											不足 ●台
	ストレッチャー 【要請先:〃】	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	必要 ●台
											確保 ●台
											不足 ●台
船舶 【要請先:〃】	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	必要 一隻	
										確保 一隻	
										不足 一隻	
航空機 【要請先:〃】	一機	一機	一機	一機	一機	一機	一機	一機	一機	必要 一機	
										確保 一機	
										不足 一機	

# 安定ヨウ素剤の緊急配布

- 全面緊急事態の安定ヨウ素剤の服用指示に備え、PAZのうち事前配布できていない施設敷地緊急事態要避難者及び予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者に対し、緊急配布場所である各一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)において安定ヨウ素剤の配布を行う。



## 留意事項①

### ①PAZ及び予防避難エリアの避難

- 避難の実施に当たり、留意すべき事項があれば記載

### ②避難を円滑に行うための対応策

- 車両による避難を円滑に行うため、愛媛県警察本部等による主要交差点での交通整理、避難誘導・交通規制用自動制御告知板等を活用した広報等の交通対策を行うほか、愛媛県及び関係市町等においても道路情報の広報や誘導を行う職員の配置を連携して実施する。

### ③避難所及び福祉避難所の開設準備状況

- 愛媛県松前町の13か所の避難所(避難経由所含む)及び9か所の福祉避難所は、開設済み。

15

## 留意事項②

### ④避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 避難先の避難所で必要となる物資は、愛媛県、受入市町の行政備蓄を活用するとともに、愛媛県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄を避難所に供給するほか、避難先における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資(毛布、緊急セット等)を、愛媛県トラック協会等の協力を得て、避難経由所及び避難所に搬送する。
- 愛媛県及び避難先自治体が備蓄している物資が不足する場合、愛媛県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。
- ガソリン、その他燃料については、避難経路上及び避難所周辺にある災害対応型中核給油所等において、避難車両への優先給油を行うとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、燃料関係省庁(経済産業省)を通じ、製油所・油槽所から災害対応型中核給油所等への優先供給を行う。

16



## 対象地域住民への本方針の周知事項

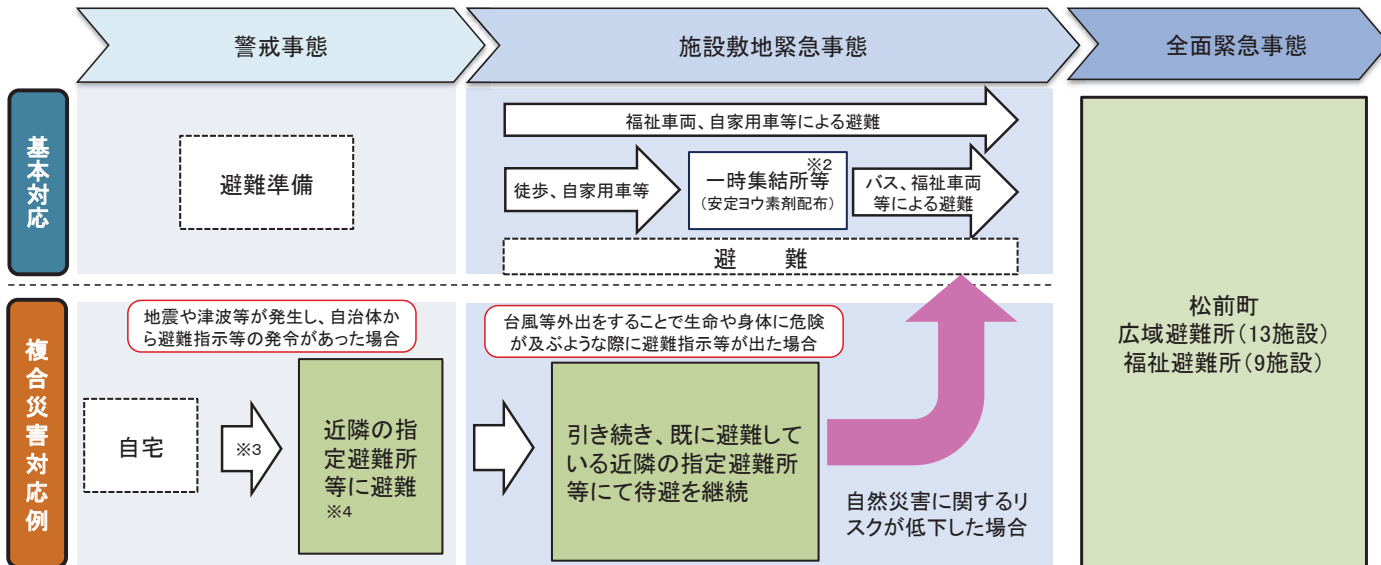
- 避難等の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
  - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール、臨時災害放送局(FM放送)等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
  - ✓ 現在、放射性物質は放出されていないため、伊方町の指示に従い、落ち着いて行動すること。
  - ✓ 避難の際は、食料や飲料水等、避難生活に必要な物資を携行すること。
  - ✓ 避難することにより、かえってリスクが高まると考えられる避難行動要支援者は、放射線防護施設に屋内退避し、十分な準備が整った段階で避難を開始すること。
  - ✓ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。

# <参考資料-17> 自然災害との複合災害時における防護措置

## 自然災害との複合災害時におけるPAZ及び予防避難エリア内の防護措置

- 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、近隣の指定避難所等に避難する等自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を実施。
- 原子力災害の観点から避難指示等を出している中で、周囲の状況等により避難をすることがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を実施。

### <施設敷地緊急事態要避難者の対応例※1>



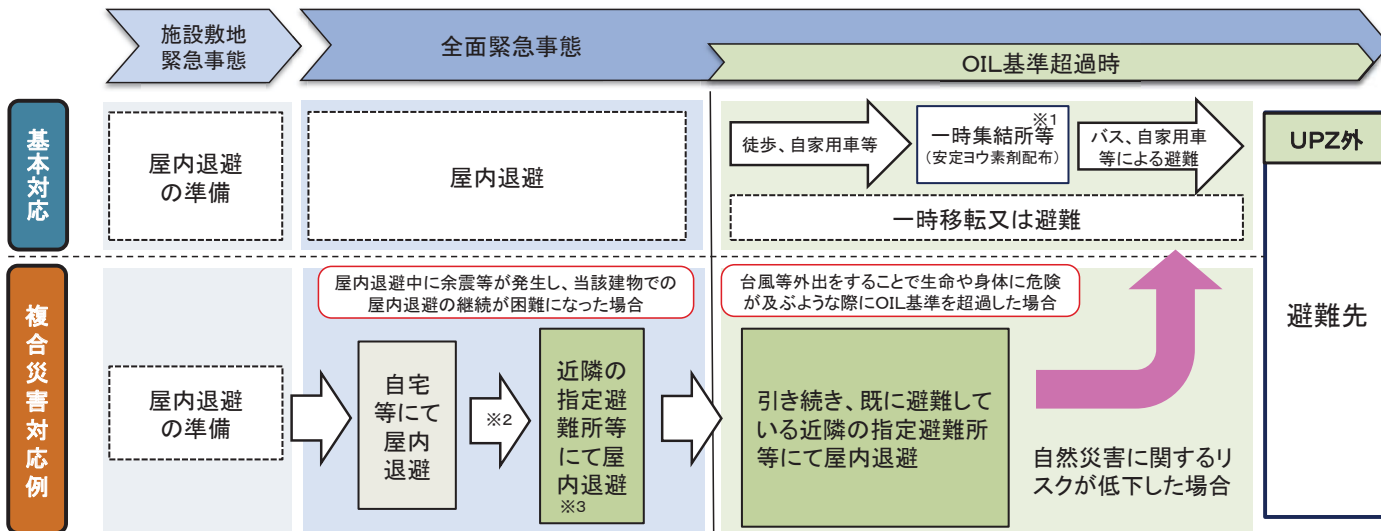
※1 施設敷地緊急事態要避難者以外の住民については、全面緊急事態において避難を開始。ただし、避難フローや複合災害への対応については施設敷地緊急事態要避難者と同様に実施。  
 ※2 避難の実施により健康リスクが高まる者は近隣の放射線防護対策施設等で屋内退避。  
 ※3 自治体から自然災害(地震、津波、土砂災害、大雨、洪水、大雪)に係る避難指示等が発令された場合には、該地域の住民は、近隣の指定避難所等の安全が確保できる場所に避難。  
 ※4 仮に近隣の指定避難所等に収容できない場合には、自然災害による影響がない指定避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。

1

## 自然災害との複合災害時におけるUPZ内の防護措置

- 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を実施。
- 原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、当該建物での屋内退避の継続が困難になる等、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、近隣の指定避難所等への避難等を実施。
- 原子力災害の観点から一時移転又は避難指示を出している中で、周囲の状況等により避難等をするのがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内退避を継続する等の緊急安全確保措置を実施。

### <UPZ内の対応例>



※1 避難の実施により健康リスクが高まる者は近隣の放射線防護対策施設等で屋内退避。  
 ※2 自治体から自然災害(地震、津波、土砂災害、大雨、洪水、大雪)に係る避難指示等が発令された場合には、該地域の住民は、近隣の指定避難所等の安全が確保できる場所に避難。  
 ※3 仮に近隣の指定避難所等に収容できない場合には、自然災害による影響がない指定避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。

2

感染症<sup>※1</sup>の流行下でのPAZ（予防避難エリア含む）内の防護措置

- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）>

		避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者等	感染者（重症者） <sup>※2</sup>	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ▶ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	それ以外の者とは、別々の車両で避難。	感染症指定医療機関等で治療	
	感染者（軽症者等） <sup>※2</sup>			それ以外の者 <sup>※3</sup>	感染者（軽症者等）とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
一般住民	感染者（重症者等） <sup>※2</sup>	自宅等で避難準備 [SE] 避難等開始	バス避難者等の一時集結所等 ▶ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) ・一時集結所等の場所を分ける。 ・集合時間帯を分ける。 ・一時集結所等の中で別れて集合する。	避難車両 ▶ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離れて着席する。	避難所等 ▶ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
	それ以外の者 <sup>※3</sup>			指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・避難施設の場所を分ける。 ・施設内の別部屋に分かれて集合する。	バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離れて着席する。 ・施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者（軽症者等）同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。
		[GE] 避難等開始	バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離れて着席する。	感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
			バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	避難先施設では、密集を避ける。	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。  
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。  
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

※「伊方地域の緊急時対応」より抜粋

感染症<sup>※1</sup>の流行下でのUPZ内の防護措置

- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）>

		避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
UPZ内の住民	感染者（重症者） <sup>※2</sup>	屋内退避 ▶ 自宅等でも、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。 ▶ 指定避難所等で屋内退避を実施する場合は、密集を避け、極力分散して退避。 (例) ・避難施設の場所を分ける。 ・施設内の別部屋に分かれて集合する。	バス避難者等の一時集結所等 ▶ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) ・一時集結所等の場所を分ける。 ・集合時間帯を分ける。 ・一時集結所等の中で別れて集合する。	避難車両 ▶ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離れて着席する。	
	それ以外の者 <sup>※3</sup>			指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して退避。 (例) ・避難施設の場所を分ける。 ・施設内の別部屋に分かれて集合する。	避難退域時検査場所 ▶ 密集を避け、極力分散して検査。 (例) ・検査場所を分ける。 ・検査時間帯を分ける。 ・検査場所等の中で別れて検査する。
			バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離れて着席する。	避難先施設では、密集を避ける。	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。  
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。  
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

※「伊方地域の緊急時対応」より抜粋

## <参考資料-19> 防災関係機関及び連絡窓口

### 1 指定行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
内 閣 府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111	100-8969
中央防災会議	政策統括官付参事官 防災総括担当	〃 〃 霞が関1-2-2	03-3593-3311	100-8969
国土交通省	河川局防災課	〃 〃 霞が関2-1-3	03-5253-8111	100-8918
消 防 庁	防 災 課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-5253-7525	100-8927
国家公安委員会 警 察 庁	警 備 局 警 備 課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-3581-0141	100-8974
防 衛 省	運用局運営課	〃 新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111	162-8801
文 部 科 学 省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	〃 千代田区霞が関3-2-2	03-5253-4111	100-8959
環 境 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関1-2-2	03-3581-3351	100-8975
法 務 省	大臣官房秘書課	〃 〃 霞が関1-1-1	03-3580-4111	100-8977
財 務 省	大臣官房審議官室	〃 〃 霞が関3-1-1	03-3581-4111	100-8940
文 化 庁	官 房 総 務 課	〃 〃 霞が関3-2-2	03-5253-4111	100-8959
厚生労働省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関1-2-2	03-5253-1111	100-8916
農 林 水 産 省	経営局総務課 災害総合対策室	〃 〃 霞が関1-2-1	03-3502-8111	100-8950
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511	100-8901
中 小 企 業 庁	長官官房参事官室	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511	100-8912
海上保安庁	警 備 救 難 部 環 境 防 災 課	〃 〃 霞が関2-1-3	03-3591-6361	100-8918
気 象 庁	総 務 部 企 画 課	東京都千代田区大手町1-3-4	03-3212-8341	100-8122
総 務 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-5253-5111	100-8926
外 務 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関2-2-1	03-3580-3311	100-8919
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511	100-8931
金 融 庁	総務企画局総務課	〃 〃 霞が関3-2-1	03-3506-6000	100-8967
原子力規制委員会 原 子 力 規 制 庁	災害対策・核物質防護課	〃 港区六本木1-9-9	03-5114-2121	106-8450
国 土 地 理 院	企 画 部	茨城県つくば市北郷1番	0298-64-1111	305-0811
消 費 者 庁		東京都千代田区永田町2-11-1	03-3507-8800	100-6178

## 2 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
中国四国管区警察局 四国警察支局	総務監察・広域調整部 災害対策官	高松市サンポート3-33	087-821-3111 (内5862)	760-0019
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	松山市味酒町2-14-4	089-936-5011	790-8795
四国財務局 松山財務事務所	総務課	松山市若草町4-3松山若草合同庁舎	089-941-7185	790-0808
四国厚生支局	総務課	高松市サンポート3-33	087-851-9565	760-0019
愛媛労働局	総務部 総務課	松山市若草町4-3松山若草合同庁舎	089-935-5200	790-8538
中国四国農政局	企画調整室	岡山市下石井1-4-1	086-224-4511	700-8532
四国森林管理局	企画調整課	高知市丸ノ内1-3-30	088-821-2160	780-8528
四国経済産業局	総務企画部 総務課	高松市サンポート3-33	087-811-8503	760-8512
中国四国産業保安 監督部	管理課	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5753	730-0012
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理課	高松市サンポート3-33	087-811-8581	760-8512
四国地方整備局	企画部 企画課	高松市サンポート3-33	087-851-8061	760-8554
	松山河川国道事務所	松山市土居田町797-2	089-972-0034	790-0056
	松山港湾・空港 整備事務所	松山市海岸通2426-1	089-951-0161	791-8058
四国運輸局 愛媛運輸支局	運輸企画専門官	松山市森松町1070	089-956-9958	791-1113
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	松山市南吉田町	089-972-0319	791-8054
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	松山地方气象台	松山市北持田町102	089-933-3610	790-0873
第六管区 海上保安本部	松山海上保安部 警備救難課	松山市海岸通2426-5	089-951-1196	791-8058
中国四国防衛局	総務部 総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-8284	730-0012

## 3 自衛隊

部 隊 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
松山駐屯地 中部方面特科隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911	791-0298
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031	816-0804
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511	737-8554

#### 4 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
日本郵便株式会社 四 国 支 社	支 社 長 室 総 務 部	松山市宮田町8-5	089-936-5121	790-8797
日 本 銀 行	松 山 支 店 総 務 課	松山市三番町4-10-2	089-933-2211	790-0003
日 本 赤 十 字 社	愛 媛 県 支 部 事 務 局	松山市一番町4-4-2 (愛媛県庁内)	089-921-2111 (内線5327)	790-8570
日 本 放 送 協 会	松 山 放 送 局 放 送 部	松山市堀之内5	089-921-1111	790-8501
西日本高速道路株 式 会 社	四国支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課	香川県高松市朝日町4-1-3	087-823-2111	760-0065
独立行政法人 水 資 源 機 構	池田総合管理所 第 1 管 理 課	徳島県三好市池田町 字西山谷尻4235-1	0883-72-2050	778-0040
本州四国連絡高速 道 路 株 式 会 社	しまなみ今治管理センター 計 画 課	今治市山路751-2	0898-23-7250	794-0072
電 源 開 発 株 式 会 社	西 日 本 支 店 高 松 事 務 所	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル6F	0878-22-0821	760-0017
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	安 全 推 進 室	高松市浜ノ町8-33	087-825-1666	760-8580
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社	松 山 営 業 所	松山市三番町8-326	089-943-5003	790-0003
西日本電信電話 株 式 会 社	愛 媛 支 店 設 備 部	松山市一番町4-3	089-936-3570	790-0001
日 本 通 運 株 式 会 社	松 山 支 店 総 務 課	松山市大手町2-26-3	089-941-5112	790-0067
福 山 通 運 株 式 会 社	松 山 支 店	松山市富久町420	089-972-3333	791-8034
佐 川 急 便 株 式 会 社	中国・四国支社松山店	伊予郡砥部町八倉125	089-958-1181	791-2111
ヤマト運輸 株 式 会 社	愛 媛 主 管 支 店	松山市大橋町466-1	089-963-5500	791-1126
四 国 電 力 株 式 会 社	松 山 支 店 総 務 課	松山市湊町6-6-2	089-946-9707	790-8540
株 式 会 社 N T T ド コ モ	四 国 支 社 ネットワーク部 災害対策室	高松市天神前9-1	087-832-2143	760-0018
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	カスタマサービス部 危 機 管 理 室	東京都千代田区大手町2-3-5 NTT大手町ビル本館6F	03-5202-9909	100-0004
K D D I 株 式 会 社	四 国 総 支 社	高松市番町1-6-8 高松興銀ビル5F	087-823-6777	760-0017
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	九州・中四国総務課	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル5F	087-825-1801	760-0023
独立行政法人 国 立 病 院 機 構	中国四国グループ	東広島市西条町寺家513	082-493-6606	739-0041

5 指定地方公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 号
南海放送株式会社	総務局総務部	松山市本町1-1-1	089-915-3333	790-8510
伊予鉄道株式会社	総務部庶務課	松山市湊町4-4-1	089-948-3222	790-0012
株式会社愛媛テレビ	総務部	松山市真砂町119	089-943-1111	790-0021
法人会愛媛県医師会	総務課	松山市三番町4-5-3	089-943-7582	790-0003
株式会社エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町1-10-7	089-945-1111	790-0052
株式会社あいテレビ	総務部	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121	790-8529
株式会社愛媛朝日テレビ	報道制作局	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600	790-0038
四国ガス株式会社	総務部庶務グループ	今治市南大門町2-2-4	0898-32-4500	794-8611
一般社団法人愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町2-6-2	089-932-5048	790-0014
一般社団法人愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町7丁目6番地9	089-941-4165	790-0003
公益社団法人愛媛県看護協会	事務局	松山市道後二丁目11-14	089-923-1287	790-0843
株式会社愛媛CATV	総務部	松山市大手町1-11-4	089-943-5029	790-8509
今治シーエーティービー株式会社	技術部	今治市南大門町2丁目1-2	0898-22-0001	794-0027
宇和島ケーブルテレビ株式会社	営業技術部	宇和島市丸之内5丁目4-7	0895-24-3939	798-0060
株式会社ハートネットワーク	業務局総務課	新居浜市坂井町2-3-17	0897-32-7777	792-0812
株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸	制作・編成部	大洲市徳森248	0893-25-0212	795-8603
株式会社四国中央テレビ	総務部	四国中央市三島宮川4-6-48 愛媛新聞宇摩支社2F	0896-24-0130	799-0404
西予CATV株式会社	総務営業課	西予市宇和町卯之町2丁目449	0894-62-7811	797-0015
財団法人八西地域総合情報センター	事務局	西宇和郡伊方町川永田甲1534-1	0894-38-2211	796-0312
株式会社愛媛新聞社	総務局総務部	松山市大手町1丁目12-1	089-935-2132	790-8511
一般社団法人愛媛県バス協会	事務局	松山市大手町1丁目7-4	089-931-4094	790-0067
一般社団法人愛媛県トラック協会	業務部業務課	松山市井門町1081番地1	089-957-1069	791-1114
石崎汽船株式会社 (愛媛県旅客船協会)	海務部	松山市高浜町5丁目2259-1 松山観光港ターミナル内	089-951-0128	791-8081
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	総務企画部総務企画課	松山市持田町三丁目8-15	089-921-8344	790-8553

6 愛媛県(本庁及び主な地方機関)

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 号
愛 媛 県 庁	県民環境部防災局 防災危機管理課 原子力安全対策課	松山市一番町4-4-2	089-941-2111 (内線2335) (内線2340)	790-8570
東 予 地 方 局	総務県民課	西条市喜多川796-1	0897-56-1300	793-8516
東 予 地 方 局 今 治 支 局	総務県民室	今治市旭町1-4-9	0898-23-2500	794-8502
中 予 地 方 局	総務県民課	松山市北持田町132	089-941-1111	790-8502
南 予 地 方 局	総務県民課	宇和島市天神7-1	0895-28-6103	798-8511
南 予 地 方 局 八 幡 浜 支 局	総務県民室	八幡浜北浜1丁目3-37	0894-22-4111	796-0048



## 7 市町

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
松山市	防災・危機管理課	松山市二番町4-7-2	089-948-6791	790-8571
今治市	防災危機管理課	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1558	794-8511
宇和島市	総務企画部危機管理課	宇和島市曙町1	0895-24-1111	798-8601
八幡浜市	総務企画部総務課 危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111	796-8501
新居浜市	市民環境部危機管理課	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1282	792-8585
西条市	経営戦略部危機管理課	西条市明屋敷164	0897-56-5151	793-8601
大洲市	総務部危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-2111	795-8601
伊予市	総務部危機管理課	伊予市米湊820	089-982-1111	799-3193
四国中央市	総務部 防災まちづくり推進課	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6934	799-0497
西予市	総務部危機管理課	西予市宇和町卯之町3-434-1	0894-62-6491	797-8501
東温市	総務部危機管理課	東温市見奈良530-1	089-964-4483	791-0292
上島町	消防本部消防防災課	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118	794-2506
久万高原町	総務課危機管理室	久万高原町久万212	0892-21-1111	791-1201
松前町	総務部危機管理課	伊予郡松前町大字筒井631	089-985-2111	791-3192
砥部町	総務課危機管理室	伊予郡砥部町宮内1392	089-962-2323	791-2195
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111	795-0392
伊方町	総務課原子力対策室	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211	796-0301
松野町	防災安全課	北宇和郡松野町松丸343	0895-42-1110	798-2192
鬼北町	危機管理課	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111	798-1395
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0131	798-4341

## 8 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
松山市消防局	松山市本町6-6-1	089-926-9200	790-0811
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町1-5-1	0897-34-0119	792-0025
西条市消防本部	西条市新田183-1	0897-56-0250	793-0028
今治市消防本部	今治市南宝来町2-1-1	0898-32-6666	794-0043
四国中央市消防本部	四国中央市中曾根町500番地	0896-28-9119	799-0413
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町2-377	0894-62-0119	797-0015
東温市消防本部	東温市横河原1376	089-964-5210	791-0203
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町下野尻甲33番地	0892-21-2411	791-1207
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0119	798-4341
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118	794-2506
八幡浜地区施設事務組合 消防本部	八幡浜市松柏丙796	0894-22-0119	796-0010
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川950-3	089-982-0119	799-3111
宇和島地区広域事務組合 消防本部	宇和島市丸之内5-1-18	0895-22-7500	798-0060
大洲地区広域消防事務組合 消防本部	大洲市大洲1034-4	0893-24-2668	795-0012

9 愛媛県警察本部

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
愛媛県警察本部 (警備部警備課)	松山市南堀端町2-2	089-934-0110	790-8573
警察学校	伊予市松前町西古泉646	089-984-1405	791-3134
愛媛県運転免許センター	松山市勝岡町1163-7	089-934-0110	799-2661
四国中央警察署	四国中央市中央5丁目4-20	0896-24-0110	799-0405
新居浜警察署	新居浜市久保田町3丁目9-8	0897-35-0110	792-0026
西条警察署	西条市新田133-1	0897-56-0110	793-0028
西条西警察署	西条市壬生川124-1	0898-64-0110	799-1341
今治警察署	今治市旭町1丁目4-2	0898-34-0110	794-0042
伯方警察署	今治市伯方町木浦甲4639-1	0897-72-0110	794-2305
松山東警察署	松山市勝山町2丁目13-2	089-943-0110	790-8551
松山西警察署	松山市須賀町5-36	089-952-0110	791-8502
松山南警察署	松山市北土居3丁目6-17	089-958-0110	791-1104
久万高原警察署	上浮穴郡久万町久万町542-4	0892-21-0110	791-1201
伊予警察署	伊予市下吾川960	089-982-0110	799-3111
大洲警察署	大洲市東大洲1686-1	0893-25-1111	795-0064
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬2丁目1-5	0894-22-0110	796-8002
西予警察署	西予市宇和町卯之町4丁目659	0894-62-0110	797-0015
宇和島警察署	宇和島市並松2丁目1-30	0895-22-0110	798-0074
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城2982-2	0895-72-0110	798-4110